



子ども・子育て支援新制度の解説

③ 公定価格

平成26年7月
文部科学省

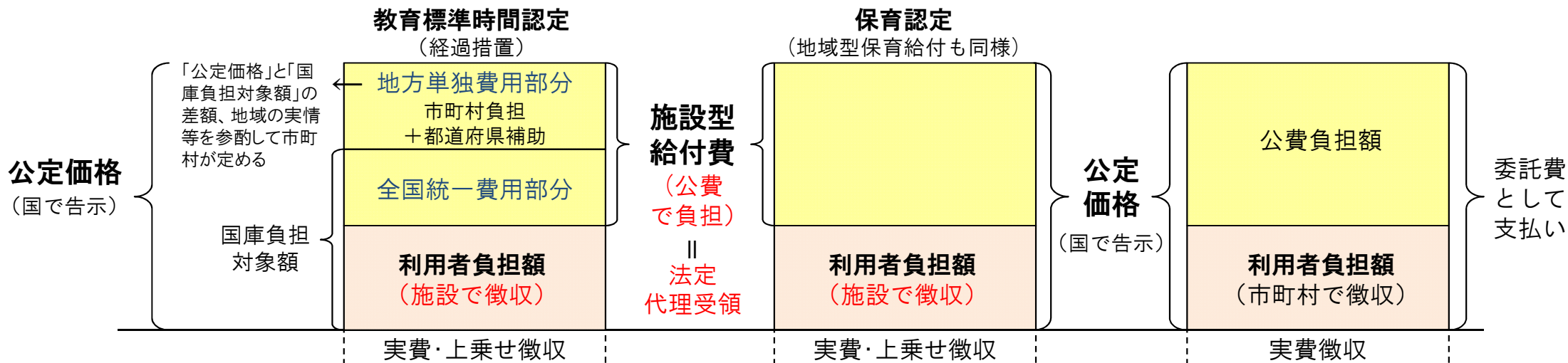
I . 公定価格の概要

公定価格の基本的構造

- 市町村の確認を受けた施設・事業は、公定価格により財政支援を保障。
 「公定価格」……教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
 「利用者負担額」…政令で定める額を限度として保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」 ※私立保育所は、公定価格全体を委託費として施設に支払う。
- 給付に係る財政措置は次のとおり。消費税増収分等を財源として、公私ともに質改善等が図られる。
 私立施設及び地域型保育給付 ……国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
 ※教育標準時間認定の子どもに係る給付・財政負担等については経過措置がある。
 公立施設（地域型保育給付を除く） ……市町村10／10（地方交付税措置による一般財源）
- 市町村が定める利用者負担額のほか、「実費徴収」（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の「上乗せ徴収」（教育・保育の質の向上を図るための対価。事前説明・書面同意を要する）も可。

《施設型給付》

《委託費》



【参考：各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➤ 給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

・ 認定区分

- ①教育標準時間認定（3歳以上）
- ②保育認定（3歳以上）、③保育認定（3歳未満）

・ 保育必要量

（保育標準時間・保育短時間）

認可基準等

➤ 施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

・ 職員配置基準

・ 施設基準

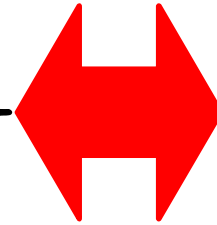
・ 施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➤ 公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

・ 利用定員

・ 運営基準



公定価格

➤ 左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

○共通要素①

・ 認定区分・年齢別

・ 保育必要量

・ 利用定員別

・ 地域区分別

※ 定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いる。

○共通要素②

・ 人件費

・ 事業費

・ 管理費

○各種加算等

○その他

利用者負担

・ 利用者負担の水準

・ 実費徴収、上乘せ徴収

Ⅱ. 公定価格の骨格概要

幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型・B型の関係部分

「質の改善ベース」については、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を本文に記載した上で、「1兆円超の範囲で実施する事項」の主要事項を枠囲いで追記している。

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - 【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
 - ・園長
 - ・教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - ・学校職員
 - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・チーム保育加配加算
 - ・通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - ・処遇改善等加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費加算
 - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 事務負担への対応
 - ・保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

週5日分に引上げ
- 全施設で主幹教諭等を専任化し基本額に組み込み、補助者の経費を引上げ

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - ・4歳児の配置改善(30:1→25:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実

加算率+5%に引上げ
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)

嘱託を非常勤に改善
 - 主に管理費
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)

接続改善の人件費も措置
 - 第三者評価の受審費用
- 療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - 保育士
 - 調理員
 - 非常勤職員(嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加(年2日)

年5日分に引上げ

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 所長設置加算
 - 事務職員雇上費加算
 - 主任保育士専任加算
 - 夜間保育加算
 - 処遇改善等加算
 - 入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - 施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

4歳児の配置改善
(30:1→25:1)
1歳児の配置改善
(6:1→5:1)

加算率+5%に引上げ

人件費の引上げ

療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ

嘱託を非常勤に改善

接続改善の人件費も措置

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合

等

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

●青字：幼稚園と共通の項目

●赤字：保育所と共通の項目

●黒字：幼稚園及び保育所と共通の項目

現行水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

➤人件費

- 園長
- 保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
- 調理員、学校職員
- 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費

➤管理費

- 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等

➤事業費

- 給食材料費、教材費等

加算額

➤主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)

- 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
- 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
- チーム保育加配加算
- 通園送迎、給食実施加算
- 夜間保育加算
- 入所児童処遇特別加算
- 処遇改善等加算

➤主に管理費

<事業の実施状況に応じて加算>

- 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
- 施設機能強化推進費

<所在地域に応じて加算>

- 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

調整

➤常態的に土曜日閉所する場合

➤配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

➤人件費

□保育認定の2区分に応じた対応

- 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加

人件費を引上げ

□研修の充実

- 研修機会確保のための代替要員費を追加

年2→5日分に引上げ

□地域の子育て支援・療育支援

- 主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
- 子育て支援に係る事務経費

※認定こども園では実施義務

□事務負担への対応

- 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

人件費・事務費を引き上げ

週6日分に引上げ

加算により対応することが想定されるもの

➤主に人件費

□職員配置の改善

- 3歳児の配置改善(20:1→15:1)

4歳児の配置改善(30:1→25:1)
1歳児の配置改善(6:1→5:1)

□職員処遇の改善(+3%)

- 処遇改善等加算を充実

加算率+5%に引上げ

□休日保育の充実

- 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)

人件費の引上げ

□地域の子育て支援・療育支援

- 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配

療育支援の補助者の人件費を引上げ

□栄養士の配置(嘱託)

嘱託を非常勤に改善

➤主に管理費

□減価償却費、賃借料等への対応

□小学校との接続改善(保幼小連携)

□第三者評価の受審費用

接続改善の人件費も措置

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - ・保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
 - ・非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・管理者設置加算※
 - ・保育士比率向上加算 ※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置) 等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 小規模保育の体制強化
 - ・認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - 保育認定の2区分に応じた対応 ※保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
 - ・非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
 - 小規模保育の体制強化
 - ・連携施設に係る経費

年2→5日分に引上げ

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 障害児保育加算
 - ・障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
 - ・嘱託を非常勤に改善
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

加算率+5%に引上げ

人件費の引上げ

嘱託を非常勤に改善

子ども・子育て支援新制度における地域区分

※施設の所在地の区分が適用となる

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	仙台市	6/100地域
	名取市 多賀城市 利府町 七ヶ浜町 村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
	取手市	15/100地域
	つくば市	12/100地域
茨城県	水戸市 土浦市 守谷市 石岡市	10/100地域
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市 那珂市 東海村 阿見町 大洗町	6/100地域
	龍ヶ崎市 筑西市 稲敷市 常総市 つくばみらい市 下妻市 坂東市 結城市 桜川市 境町 五霞町 八千代町 河内町 利根町	3/100地域
栃木県	宇都宮市 旧上河内町・旧河内町(宇都宮市)	6/100地域
	鹿沼市 小山市 大田原市 栃木市 日光市 さくら市 真岡市 下野市 壬生町 野木町	3/100地域
群馬県	前橋市 旧富士見村(前橋市) 高崎市 旧榛名町・旧吉井町(高崎市) 太田市 伊勢崎市 渋川市 みどり市 桐生市 大泉町 玉村町 千代田町 榛東村	3/100地域
	和光市	15/100地域
	さいたま市 志木市	12/100地域
	鶴ヶ島市	10/100地域
埼玉県	川越市 川口市 旧鳩ヶ谷市(川口市) 行田市 所沢市 飯能市 加須市 旧北川辺町・旧騎西町・旧大利根町(加須市) 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市 狭山市 新座市 富士見市 蕨市 三芳町 羽生市	6/100地域
	熊谷市 旧江南町(熊谷市) 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 旧栗橋町・旧菖蒲町・旧鷲宮町(久喜市) 坂戸市 鳩山町 北川辺町 大利根町 杉戸町 幸手市 八潮市 蓮田市 吉川市 桶川市 日高市 深谷市 宮代町 嵐山町 滑川町 白岡町 松伏町 川島町 毛呂山町 越生町 吉見町 ときがわ町	3/100地域
千葉県	成田市 印西市 旧印旛村・旧本埜村(印西市)	15/100地域
	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市	12/100地域
	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 習志野市	10/100地域
	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 長柄町 長南町 木更津市 君津市	6/100地域
	野田市 東金市 流山市 八街市 酒々井町 栄町 山武市 富里市 大網白里町	3/100地域
東京都	特別区	18/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	15/100地域
	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市	12/100地域
	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市 東久留米市 小金井市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
	武蔵村山市 東大和市 瑞穂町	3/100地域
神奈川県	鎌倉市 厚木市	15/100地域
	横浜市 川崎市 海老名市	12/100地域
	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 旧城山町・旧藤野町(相模原市) 大和市 綾瀬市 座間市 愛川町	10/100地域
	平塚市 秦野市 葉山町 逗子市 伊勢原市 寒川町 清川村 山北町	6/100地域
	小田原市 三浦市 二宮町 中井町 大井町 箱根町 大磯町	3/100地域
新潟県		
富山県	富山市 南砺市	3/100地域
石川県	金沢市	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	身延町 南部町 富士河口湖町	3/100地域
長野県	長野市 旧信州新町・旧中条村(長野市) 松本市 旧波田町(松本市) 諏訪市 塩尻市 大町市 上田市 伊那市 岡谷市 飯田市 下諏訪町 築北村 長和町 辰野町 木曾町 木祖村 朝日村	3/100地域
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 関市 可児市 土岐市 各務原市 瑞穂市 羽島市 海津市 高山市 坂祝町 笠松町 岐南町	3/100地域

静岡県	静岡市 旧由比町(静岡市) 沼津市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 旧芝川町(富士宮市) 富士市 旧富士川町(富士市) 磐田市 焼津市 旧大井川町(焼津市) 掛川市 袋井市 裾野市 島田市 藤枝市 湖西市 小山市 長泉町 清水町 川根本町 森町 函南町	3/100地域
	名古屋市 刈谷市 豊田市	12/100地域
	豊明市	10/100地域
愛知県	瀬戸市 碧南市 西尾市 旧一色町・旧幡豆町・吉良町(西尾市) 大府市 知多市 尾張旭市 長久手町	6/100地域
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 豊山町 三好町 倉倉市 北名古屋 北名古屋市 新城市 蒲郡市 清須市 日進市 常滑市 豊川市 高浜市 扶桑町 東郷町 大口町 蟹江町 東浦町 阿久比町 幸田町 飛島村	3/100地域
三重県	鈴鹿市	10/100地域
	津市 四日市市	6/100地域
	桑名市 名張市 伊賀市 いなべ市 亀山市 東員町 朝日町 川越町 木曽岬町	3/100地域
滋賀県	大津市 草津市	10/100地域
	守山市 栗東市 野洲市	6/100地域
	彦根市 長浜市 旧虎姫町・旧高月町・旧余呉町・旧湖北町・旧木之本町・旧西浅井町(長浜市) 米原市 高島市 甲賀市 多賀町	3/100地域
京都府	京都市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 京田辺市 南丹市 八幡市 城陽市 久御山町 宇治田原町	6/100地域
	向日市 旧木津町・旧加茂町・旧山城町(木津川市) 長岡京市 井出町 精華町 笠置町 南山城村	3/100地域
大阪府	大阪市 守口市 門真市	15/100地域
	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	12/100地域
	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 摂津市 島本町	10/100地域
	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 松原市 大阪狭山市 忠岡町 豊能町 千早赤阪村	6/100地域
	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 大東市 河南町	3/100地域
兵庫県	芦屋市	15/100地域
	西宮市 宝塚市	12/100地域
	神戸市 尼崎市	10/100地域
	伊丹市 三田市 川西市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 明石市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 高砂市 播磨町 稲美町	3/100地域
奈良県	天理市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 川西町	10/100地域
	大和高田市 橿原市 御所市	6/100地域
	桜井市 香芝市 宇陀市 斑鳩町 王寺町 生駒市 五條市 葛城市 安堵町 河合町 上牧町 広陵町 田原本町 吉野町 三郷町 平群町 山添村 明日香村 曽爾村	3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	3/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市 旧建部町・旧瀬戸町(岡山市)	3/100地域
広島県	広島市 府中町	10/100地域
	廿日市市 海田町 坂町 呉市 安芸太田町 熊野町	3/100地域
山口県	周南市 岩国市	3/100地域
徳島県		
香川県	高松市	3/100地域
愛媛県		
高知県		
福岡県	福岡市	10/100地域
	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 旧前原市・旧二丈町・旧志摩町(糸島市) 福津市 宇美町 新宮町 粕屋町 飯塚市 大野城市 志免町 須恵町 那珂川町 久山町 古賀市	3/100地域
佐賀県	佐賀市	3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

処遇改善等加算について

処遇改善等加算は保育所運営費の民改費を参考として現在検討中。

そのため現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民改費における加算率の区分に当てはめて計算し、質改善後は、加算率に+3%を加算することが考えられる。

①民間施設給与等改善費（保育所運営費）

主として公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および法人における定昇財源の確保という観点から、保育所運営費の加算を行う。

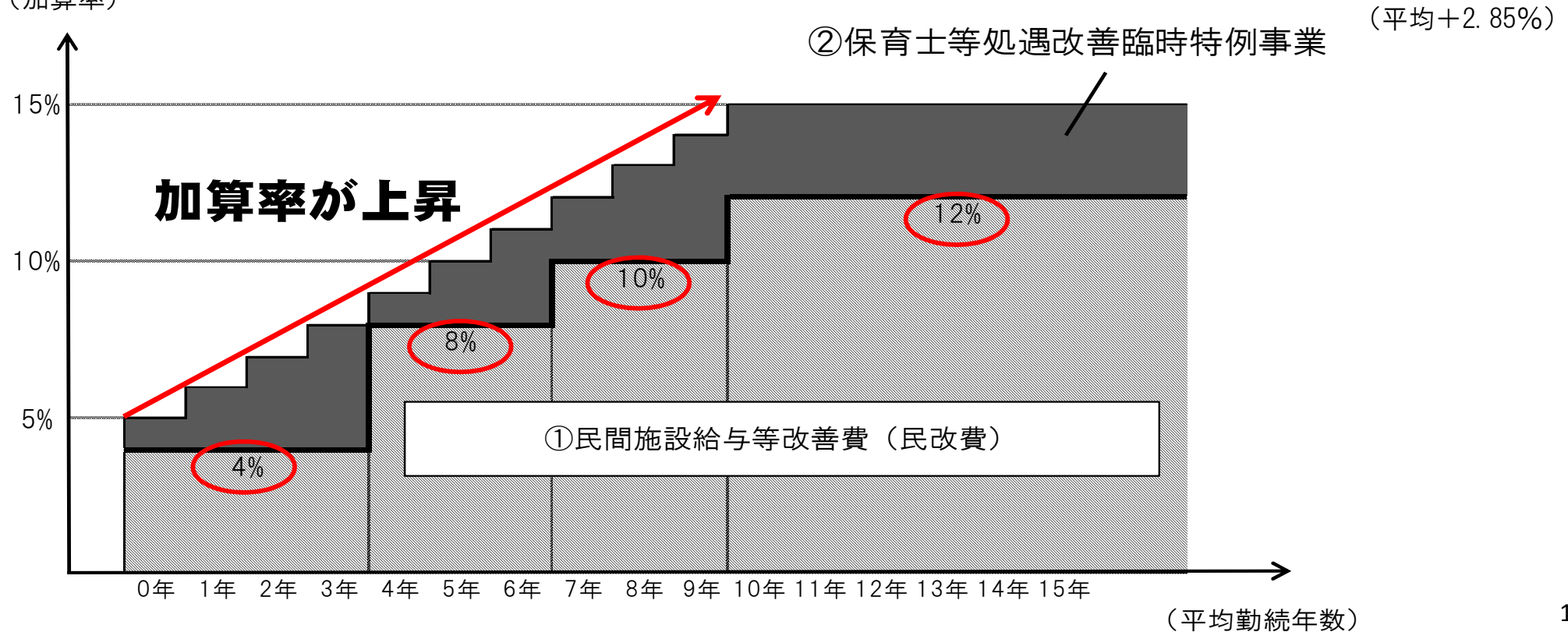
（加算方法）

保育所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数により、4～12%の4段階の加算率に区分して加算単価を設定。

②保育士等処遇改善臨時特例事業（安心こども基金（平成26年度は保育緊急確保事業））

保育士の処遇改善のため、民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」として各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

（加算率）



教員配置数の計算方法について

公定価格の加算額等の適用に当たっては、幼稚園を含め、年齢別教職員配置の考え方が導入される（認定こども園については、認可・認定基準でもある）。

①年齢別配置基準に基づく必要配置数

- 年齢別（年度の初日の前日における満年齢。1号認定子どもの満3歳児は3歳児扱い）に、子どもの数を配置基準で除し（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点第1位を四捨五入。園長は必要配置数に含めない。
- 3歳児の配置改善（20:1→15:1）がなされる場合は、計算式中「1/20」を「1/15」に置き換えることとなる。
- なお、1号給付については36人～300人の施設に1名の学級編制調整加配、2号・3号給付については～90人の施設に1名の休けい保育士加配がされているため、必要配置数に1名を加えることが必要。
※ 学級編制は年齢別配置基準と関係がなく、引き続き学級編制基準（原則35人上限）による。

計算式

（幼稚園）

$$\text{必要配置数} = 3\text{歳児} \times 1/20 + (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30$$

（認定こども園）

$$\text{必要配置数} = 0\text{歳児} \times 1/3 + (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 + 3\text{歳児} \times 1/20 + (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30$$

※教育標準時間認定子どもに満3歳児配置対応加算を適用する場合

$$3\text{歳児} \times 1/20 \quad \rightarrow \quad \text{満3歳入園児} \times 1/6 + \text{満3歳入園児以外の3歳児} \times 1/20$$

②短時間勤務職員の常勤換算

- 年齢別配置基準に基づく必要配置数や公定価格上の加配数については、常勤者は実人数、非常勤・短時間勤務者は常勤換算値により算定する。ただし、学級担任は原則常勤専任であること、各組・グループに1人以上（乳児は2人以上）配置されていること、短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が常勤の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数以上となることが条件。

計算式

$$\text{常勤換算値} = \frac{\text{常勤職員以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計}}{\text{各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}}$$

人件費

<公定価格における人件費について>

○公定価格の設定に当たって、多くの割合を占める主な職員に係る人件費については、以下のとおり設定。

<幼稚園等における幼稚園教諭等について>

	職員数	人件費（年額※4）
園長、副園長・教頭※1	1人	約440万円
主幹教諭	1人※2	約410万円
教諭※3	3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円

※1 副園長・教頭は設置した場合の加算。

※2 教諭のうち1人を主幹教諭として費用を算定。

※3 上記の他、すべての学級に専任の学級担任を配置するための教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)。

※4 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。

※5 このほか、基本分単価には、事務職員1人(常勤、年額約340万円。利用定員91人以上には非常勤1人を加配)が含まれる。

<保育所等における保育士等について>

	職員数	人件費（年額※5）
所長※1	1人	約440万円
主任保育士	1人※2	約410万円
保育士※3	乳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円
調理員	2人※4	約280万円

※1 所長は設置した場合の加算。

※2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定。

※3 上記の他、休けい保育士を1人加配(利用定員90人以下は常勤、利用定員91人以上は非常勤)。

※4 利用定員40人以下の場合は1人、利用定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤)。

※5 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。主任保育士・保育士は超過勤務手当の相当額を含む。

※6 このほか、基本分単価には、事務職員1人(非常勤・週3日分。年額約80万円)が含まれる。